

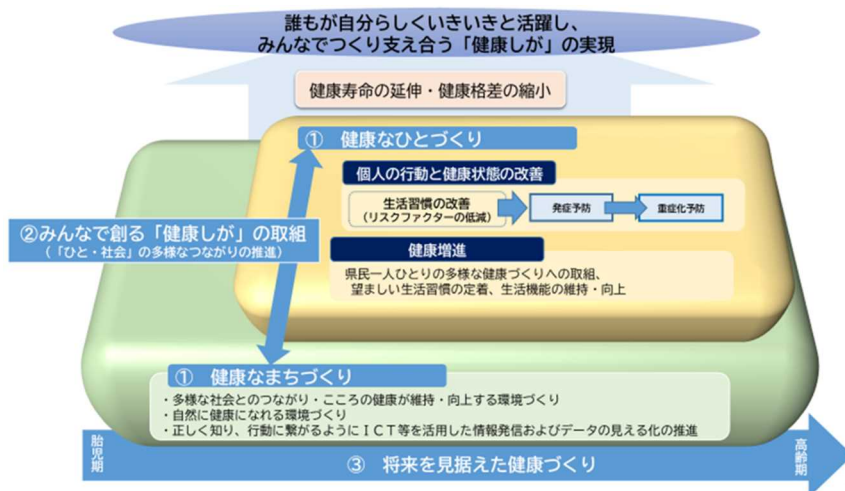
AI 分析を活用した健康づくりシステムの構築検討事業仕様書

1. 委託業務の名称

AI 分析を活用した健康づくりシステムの構築検討事業

2. 委託業務の背景

本県では、「健康いきいき 21-健康しが推進プラン-(第3次)」に基づき、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指し、個人の健康増進のもと生活の質を向上させる「健康なひとづくり」を、自然に健康になれる「健康なまちづくり」で支えるため、企業や大学、地域団体、自治体など多様な主体とともに進めている。(下図参照)



健康寿命の延伸や健康格差の縮小を実現するためには、県民一人ひとりの健康意識の向上と行動変容およびその定着が必要であり、その契機として、楽しみながら自然に健康づくりに取り組める仕組みを構築する必要がある。

3. 委託業務の目的

現在、本県が市町等とともに運用している健康推進アプリ「BIWA-TEKU」(以下、「BIWA-TEKU」という。)から得られる健康や行動に関するライフログデータと健康診断結果(以下、「健康データ」という。)を基に、参加者個人単位に生活習慣改善策の提供を行うシステム(リスク予測、行動変容支援など)を構築するにあたり、AI分析の方向性、手法の設計および実施に必要な仕様の作成・費用の検討を行う事を目的とする。

なお、本委託業務で検討した仕様に基づき、今後、実証試験の実施および市町等の施策で活用できるようパッケージ化を目指す。

4. 契約期間

委託契約締結の日から令和 8 年(2026 年)2月27日(金)

5. 委託業務の内容

上記3の目的を達成するため、受託者は次に掲げる業務を行う。

(1)検討委員会への出席

システム構築検討委員会に委員として出席し、企画段階における助言および支援を行う。

(2) AI 分析および分析結果の提供にかかるシステムの設計および概算費用の算定

検討委員会での検討結果をもとに、健康データから生活習慣改善策を生成する AI 分析システムと、その分析結果を個人へ提供するシステムについて設計を行うとともに、県が別に示す期日までにその概算費用を算定する。

(3) 打合せへの同席

本県からの要請に応じて打合せに同席し、システムの設計に対して、専門的・技術的な助言を行い、実証に必要な設計(データ項目、評価指標など)の整理を行う。

(4) システム設計書(仕様書)および見積書の作成

検討委員会での検討結果を踏まえて、システム設計書(仕様書)の作成とともに、それにかかる適正な費用の見積書を作成する。

6. 実績報告および成果物

(1) 県は、受託者に対して、年度途中において、委託事業の進捗状況等の必要な事項について中間報告を求め、または実地調査することができることとする。

(2) 受託者は、本業務の完了後、業務の内容をとりまとめた報告書およびそれらを記録した電子ファイルを成果物として、県が指定する方法(大容量ファイル転送システム等)により提出すること。

7. 実績報告等の提出先

滋賀県健康医療福祉部健康しが推進課(大津市京町四丁目1番1号)

8. 業務の実施について

(1) 業務の内容の詳細については、受託者からの提案内容に基づき県と受託者で協議のうえ、決定する。

(2) 本業務の実施にあたり、受託者は業務実施体制について県に報告すること。

(3) 本業務の実施にあたり、受託者は県が指定する場所で県と定期的に打合せを行い、業務進捗状況を共有すること。

(4) 実施部門が JISQ27001(ISO/IEC27001)もしくは、プライバシーマーク認定制度の取得を行っており、情報セキュリティ管理を的確に行う体制が整備されていること。または、同等の情報セキュリティが必要とされる業務を受託し、必要に応じた対策を講じていることが出来ること。

9. その他

(1) 本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を遵守すること。

(2) 本業務の実施に際し、第三者が著作権を有するものを使用したことで問題が生じたときは、県に不利益が生じないように受託者の責任において処理すること。

(3) 本業務の実施にあたって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この項については契約期間の終了または解除後も同様とする。

(4) 成果物(業務の過程で得られた記録等を含む。)を県の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与

または譲渡してはならない。また、この契約に基づく成果物の著作権は、滋賀県に帰属するものとし、滋賀県の判断で自由に使用し、または使用させることができるものとする。

- (5) 本業務の実施のために県が提供した資料、データ等は本業務以外の目的で使用してはならない。また、これらの資料、データ等は委託終了までに県に返却すること。
- (6) 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- (7) 本業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により申請を行い、県の承認を受けた場合は、業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせる(以下「再委託」という。)ことができる。また、責任者の再委託は認めない。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。
- (8) 受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項または疑義が発生した場合は、速やかに県と協議を行い、業務を実施すること。
- (9) その他、本業務の効果的な実施のために必要な事項については、県と協議の上、定めること。